

「京の米」流通促進緊急対策事業実施要領

京都府農業再生協議会

(趣旨)

第1条 本要領は、令和3年産米価の下落を受けて、京都産米の既存の販路確保や新たな販路開拓の取組を京都府農業再生協議会（事務局：京都府農産課）（以下「府協議会」という。）が支援する補助金の交付等に関し、必要な事項を定める。

(支援メニュー)

第2条 本事業の支援メニューは、次の各号のとおりとする。

- (1) 生産者による販路確保・開拓等支援事業
- (2) 集荷・卸売業者等による販売先確保等支援事業

(補助対象者)

第3条 本事業の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 生産者による販路確保・開拓等支援事業

次のいずれも満たす生産者

- ア 令和3年8月～12月の主食用米の販売収入が、令和元年同時期（コロナウイルス感染症拡大前）と比べ20%以上減少していること
- イ 令和3年産主食用米の作付面積が1ha以上あること
- ウ 令和3年の農業収入が農外事業収入より多いこと

- (2) 集荷・卸売業者による販売先確保等支援事業

次のいずれも満たす集荷・卸売事業者

- ア 京都府内に本社または本店を有すること
- イ 次期作支援を希望する主食用米を出荷した生産者へ、別表1の支援メニュー2の支援区分の販路確保に係る補助金の交付決定額以上の還元を行うこと
- ウ 令和3年産の京都産米の販売収入がコロナウイルス感染症拡大前の令和元年度から20%以上減少していること、または、還元先生産者の主食用米の令和3年8月～12月の販売収入が令和元年同時期と比べ20%以上減少していること

(補助事業の内容、補助対象経費等)

第4条 補助事業の内容及び補助対象期間、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助上限額は別表1に定めるとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 2 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は補助限度額のいずれか少ない額を限度とする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の申請等)

第5条 補助金の申請は、次に定めるとおりとする。

(1) 生産者による販路確保・開拓等支援事業

ア 補助金の交付を申請しようとする者は、「京の米」流通促進緊急対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)を、住所を有する地域農業再生協議会(事務局:市町村)に令和4年1月31日までに提出する。

イ この申請を受けた地域農業再生協議会は、その内容を確認の上、取りまとめ、京都府農業再生協議会長(事務局:京都府農産課)(以下「協議会長」という。)に進達する。

(2) 集荷・卸売業者による販売先確保等支援事業

補助金の交付を申請しようとする者は、「京の米」流通促進緊急対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)を、府協議会に令和4年1月31日までに提出する。

2 申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第6条 協議会長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、申請内容等により審査等をするものとし、その審査等の結果に基づき、補助金の交付又は不交付を決定する。

2 協議会長は、審査等の結果に基づき、申請書の内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付を決定できる。

3 協議会長は、補助金の交付又は不交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付したときには、その条件を当該申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第7条 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条第2項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、協議会長が別に定める期日までにその理由を記載した書類を添付して、交付申請を取下げることができる。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業について、次の各号に定める変更をしようとする場合は、「京の米」流通促進緊急対策事業費補助金変更承認申請書(様式第2号)を協議会長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助金の額の増

(2) 補助金の額の3割以上の減

- 2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、「京の米」流通促進緊急対策事業費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を協議会長に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 協議会長は、前2項の申請に対し、申請事項を承認したときは、その旨を当該申請者に通知する。

(補助事業遂行の義務)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

- 2 補助事業者は、令和4年2月末日までに補助事業を完了しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日（交付決定時に既に事業が完了している場合は、交付決定のあった日）から14日以内に「京の米」流通促進緊急対策事業費補助金実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添えて協議会長に提出しなければならない。ただし、生産者による販路確保・開拓等支援事業のうち販路確保にのみ取り組む場合は、第5条の規定による交付申請書を交付申請書兼実績報告書とみなす。

- 2 第5条第2項のただし書の規定により、交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5条第2項のただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を「京の米」流通促進緊急対策事業費補助金消費税仕入控除税額報告書（様式第5号）により速やかに協議会長に報告するとともに、協議会長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により協議会長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 協議会長は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容（ただし、第8条第3項に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

(補助金の概算払)

第 12 条 補助事業者は、予め協議会長との協議を経た上で、第 6 条の規定に基づき交付決定した金額の 5 割を超えない範囲で、補助金の概算払を請求できる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、「京の米」流通促進緊急対策事業費補助金概算払申請書（様式第 6 号）を協議会長に提出しなければならない。

3 協議会長は、前項による概算払申請書を受けたときは、内容を審査し補助事業の遂行上、特に必要と認める場合は、補助金の概算払をすることができる。

(交付決定の取消し)

第 13 条 協議会長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該交付決定の全部又は一部を取消すことができる。

2 前項の規定は、補助金の額を確定した後においても適用する。

3 協議会長は、第 1 項の取消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助事業者に通知する。

(補助金の返還)

第 14 条 協議会長は、前条第 1 項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、協議会長が別に定める期日までに返還を命じる。

(財産処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、協議会長が定める期間内に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を補助金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保の用に供しようとするときは、協議会長の承認を得なければならない。

2 協議会長は、前項の承認を受けた補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を協議会長に納付させることができる。

3 第 1 項に規定する協議会長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数又は交付決定の日から 10 年のいずれか短い期間とし、前 2 項の取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものとする。

(立入検査等)

第 16 条 協議会長は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(補助金の支払、請求)

第 17 条 協議会長は、第 11 条により補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者に対し支払う。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、「京の米」流通促進緊急対策事業費補助金支払請求書（様式第7号）により、協議会長に補助金の支払請求を行う。ただし、第12条に定める補助金の概算払により、既に補助金の一部の交付を受けている場合は、第11条の補助金の額の確定額との差額を請求する。
- 3 補助事業者は、第12条に定める補助金の概算払の額が、既に交付すべき補助金の額を超えている場合は、協議会長にその過払い額を別に通知する日までに返還しなければならない。

（補助金の経理）

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

（書類の提出部数）

第19条 この要領により協議会長に提出する書類の部数は、請求書を除き原本1部とする。

（その他）

第20条 この要領に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は、協議会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

支援メニュー	支援区分	事業内容	補助対象経費	対象期間	補助率	補助上限額
1 生産者による販路確保・開拓等支援事業	販路確保	令和 3 年産主食用米の既存販路への販売に係る流通経費を支援	需用費 出荷資材費、保管庫電気使用料等 役務費 農産物検査手数料、荷役料、出荷運賃・送料、農薬検査料等 委託料 倉庫保管料 使用料及び賃借料 倉庫借上料、車両借上料等	令和 3 年 8 月 1 日から 令和 3 年 12 月 31 日まで	3 / 4 以内	主食用米出荷面積 10a 当たり 7 千円 (販路開拓に取り組む場合は、主食用米作付面積 10a 当たり 7 千円) 及び 申請者当たり 700 千円
	販路開拓	主食用米の販路開拓に係る経費を支援	需用費 広告宣伝費、販売促進資材作成費、米袋製作資材費等 役務費 商談会出展料等 委託料 米袋デザイン作成費等	令和 3 年 8 月 1 日から 令和 4 年 2 月 28 日まで		

別表1（第4条関係）（つづき）

支援メニュー	支援区分	事業内容	補助対象経費	対象期間	補助率	補助上限額
2 集荷・卸売業者による販売先確保等支援事業	販路確保	令和3年産主食用米（農産物検査法に基づく農産物検査を受けた米穀に限る）の既存販路への販売に係る流通経費及び生産者への還元に係る事務費を支援	需用費 出荷資材費、保管庫電気使用料、還元に係る経費等 役務費 農産物検査手数料、荷役料、持込・集約・出荷運賃、農薬検査料等 委託料 倉庫保管料 使用料及び賃借料 倉庫借上料、車両借上料等 還元に係る事務費 人件費、振込手数料等	令和3年8月1日から 令和3年12月31日まで	1 / 2 以内	なし（ただし、還元に係る事務費は、還元先生産者一人当たり500円以内とする）
	販路開拓	主食用米の販路開拓に係る経費を支援	需用費 広告宣伝費、消費宣伝資材費、販売促進資材作成費、米袋製作資材費等 役務費 商談会出展料等 委託料 米袋デザイン作成費等 備品費 米食味計の購入費等	令和3年8月1日から 令和4年2月28日まで		1,000 千円

※1 支援メニュー1と支援メニュー2の両方に申請することはできますが、同一出荷先の米について両方から支援を受けることはできません。